

## 第5章 特定健康診査等実施計画

### 1. 目標

国では、市区町村国保において、計画期間の最終年度である平成35年度までに特定健康診査受診率60.0%以上、特定保健指導実施率60.0%以上、特定保健指導対象者の減少率25.0%以上を達成することとしています。本町においては各年度の目標値を以下の通り設定します。

#### 目標値

|                       | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 平成34年度 | 平成35年度 | 平成35年度<br>(国基準)     |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------------------|
| 特定健康診査受診率(%)          | 35.0%  | 37.0%  | 39.0%  | 41.0%  | 43.0%  | 45.0%  | 60.0%以上             |
| 特定保健指導実施率(%)          | 45.0%  | 47.0%  | 49.0%  | 51.0%  | 53.0%  | 55.0%  | 60.0%以上             |
| 特定保健指導対象者の<br>減少率(%)※ |        |        |        |        |        | 25.0%  | 25.0%以上<br>※平成20年度比 |

### 2. 対象者数推計

#### (1) 特定健康診査対象者数及び受診者数の見込み

平成30年度から平成35年度までの特定健康診査対象者数及び受診者数について、各年度の見込みを示します。

#### 特定健康診査対象者数及び受診者数の見込み

|                       | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 平成34年度 | 平成35年度 |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特定健康診査対象者数<br>(人)     | 1,757  | 1,691  | 1,610  | 1,531  | 1,482  | 1,431  |
| 特定健康診査受診率(%)<br>(目標値) | 35.0%  | 37.0%  | 39.0%  | 41.0%  | 43.0%  | 45.0%  |
| 特定健康診査受診者数<br>(人)     | 614    | 625    | 627    | 627    | 637    | 643    |

#### 年齢階層別 特定健康診査対象者数及び受診者数の見込み

|                   |         | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 平成34年度 | 平成35年度 |
|-------------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特定健康診査<br>対象者数(人) | 40歳～64歳 | 800    | 750    | 719    | 696    | 697    | 681    |
|                   | 65歳～74歳 | 957    | 941    | 891    | 835    | 785    | 750    |
| 特定健康診査<br>受診者数(人) | 40歳～64歳 | 247    | 253    | 267    | 275    | 281    | 286    |
|                   | 65歳～74歳 | 367    | 372    | 360    | 352    | 356    | 357    |

## (2) 特定保健指導対象者数及び実施者数の見込み

平成30年度から平成35年度までの特定保健指導対象者数及び実施者数について、各年度の見込みを示します。

### 特定保健指導対象者数及び実施者数の見込み

|                       | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 平成34年度 | 平成35年度 |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特定保健指導対象者数(人)         | 107    | 109    | 110    | 112    | 114    | 117    |
| 特定保健指導実施率(%)<br>(目標値) | 45.0%  | 47.0%  | 49.0%  | 51.0%  | 53.0%  | 55.0%  |
| 特定保健指導実施者数(人)         | 48     | 51     | 54     | 57     | 60     | 64     |

### 支援レベル別 特定保健指導対象者数及び実施者数の見込み

|            |         |         | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 平成34年度 | 平成35年度 |
|------------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 積極的<br>支援  | 対象者数(人) | 40歳～64歳 | 44     | 45     | 46     | 49     | 51     | 55     |
|            | 実施者数(人) | 40歳～64歳 | 21     | 23     | 24     | 27     | 29     | 30     |
| 動機付け<br>支援 | 対象者数(人) | 40歳～64歳 | 17     | 18     | 19     | 20     | 20     | 20     |
|            |         | 65歳～74歳 | 46     | 46     | 45     | 43     | 43     | 42     |
|            | 実施者数(人) | 40歳～64歳 | 4      | 4      | 6      | 6      | 6      | 8      |
|            |         | 65歳～74歳 | 23     | 24     | 24     | 24     | 25     | 26     |

### 3. 実施方法

#### (1) 特定健康診査の実施方法

##### ① 対象者

実施年度中に40歳～74歳になる被保険者（実施年度中に75歳になる75歳未満の者も含む。）ただし、妊産婦、刑務所入所者、海外在住、長期入院等厚生労働省令で定める除外規定に該当する者は対象者から除くものとします。

##### ② 実施場所等

特定健康診査の実施場所、実施時期、健診機関に関しては、以下の通りです。

| 実施場所                      | 実施予定時期 | 健診機関名                    |
|---------------------------|--------|--------------------------|
| 健康福祉センターさわやか<br>洞爺ふれ愛センター | 5～2月   | 公益財団法人北海道対がん協会札幌がん検診センター |
| とうや湖農業協同組合                | 8～10月頃 | 北海道厚生農業協同組合連合会札幌厚生病院     |
| 倶知安厚生病院                   | 1～3月頃  | 北海道厚生農業協同組合連合会倶知安厚生病院    |
| 胆振西部医師会                   | 通 年    | 医療機関ごとに異なる               |

##### ③ 契約方法

委託契約による健診の実施に関しては、以下の通りです。

- 集団による特定健診については、外部委託により個別契約を行います。
- 農業従事者の厚生連での特定健診については、厚生連との個別契約を行います。
- 個別での健診に関しては、胆振西部医師会と委託契約により行います。

##### ④ 実施項目

###### ◆基本的な健康診査の項目

- 質問項目（服薬歴、喫煙歴等） ○身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）
- 血圧測定 ○理学的検査（身体診察） ○尿検査（尿糖、尿蛋白）
- 血液検査
  - ・脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）
  - ・血糖検査（空腹時血糖またはHbA1c）
  - ・肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、 $\gamma$ -GT（ $\gamma$ -GTP））

###### ◆詳細な健診項目（医師が必要と判断した場合に実施）

- 心電図 ○眼底検査 ○貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）
- 血清クレアチニン検査（eGFRによる腎機能の評価を含む。）

###### ◆追加項目

- 血清尿酸

実施項目については、契約相手先となる健診機関との契約内容によります。

⑤ 周知や案内の方法

健診受診率の向上につながるよう、各機会を通じた案内を実施します。

具体的な周知や案内の方法

ア 郵送による受診券の発行、及び健診日程等の案内

イ 広報による周知

ウ 保険証交付の機会の利用

エ 各種教室、会議等での周知

オ 未受診者への受診勧奨

カ わかりやすい周知の工夫

キ 制度や町の実態などの周知

⑥ 特定健康診査受診券の様式

特定健康診査受診券の様式は、特定健診等データ管理システムからの出力様式によります。

(2) 特定保健指導の実施方法

① 特定保健指導の基本的な考え方

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするもの

② 対象者

国が定める「特定保健指導対象者の選定基準」に基づき、特定健康診査の結果を踏まえ、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因数による階層化を行い、対象者を抽出します。

ただし、質問票により服薬中と判断された者は、医療機関における継続的な医学的管理のもとでの指導が適当であるため、対象者から除くこととします。また、65歳以上75歳未満の者については、動機付け支援のみ実施します。

特定保健指導対象者の選定基準

| 腹囲              | 追加リスク  |     | ④喫煙歴 | 対象    |        |
|-----------------|--------|-----|------|-------|--------|
|                 | ①糖     | ②脂質 |      | ③血圧   | 40-64歳 |
| ≥85cm (男性)      | 2つ以上該当 |     | /    | 積極的支援 | 動機付け支援 |
| ≥90cm (女性)      | 1つ該当   |     | あり   |       |        |
|                 |        |     | なし   |       |        |
| 上記以外<br>BMI ≥25 | 3つ該当   |     | /    | 積極的支援 | 動機付け支援 |
|                 | 2つ該当   |     | あり   |       |        |
|                 | 1つ該当   |     | なし   |       |        |
|                 |        |     | /    |       |        |

③ 特定保健指導の対象とならない被保険者への対応

被保険者の健康の保持及び増進のため、特定健康診査の結果及び診療報酬明細書等の情報を活用し、特定保健指導の対象とはならないが、受診の勧奨その他の保健指導を積極的に行う必要がある者を選定し、これらの者に対する特定保健指導以外の保健指導の実施にも努めます。

④ 特定保健指導対象者の優先順位

内臓脂肪の蓄積により、心疾患等のリスク要因（高血圧、高血糖、脂質代謝異常）が増え、リスク要因が増加するほど心疾患等が発症しやすくなります。そのため、保健指導が必要な対象者で、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目することが重要となります。

今後、保健指導対象者の増加が予想されること、さらに糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備軍の25%を減少させるため、効果的・効率的な保健指導の実施が必要です。そのため、保健指導対象者に以下のとおり優先順位をつけて保健指導を行います。

ア 生活習慣の改善を行うことで予防効果が大きく期待できる比較的若い方

イ 健診結果の保健指導レベルや健診結果が前年と比較して悪化し、より生活習慣改善のための緻密な保健指導が必要と判断される方

ウ 問診項目の回答により、生活習慣改善の必要性が高い方

エ 前年度、積極的支援及び動機づけ支援対象者だったが、保健指導を受けなかった方

⑤ 保健指導実施者の人材確保と資質向上

特定保健指導は、外部委託をせずに一般衛生部門の保健師・管理栄養士に執行委任します。

(3) 年間実施スケジュール

|                                | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------------------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 特定健康診査                         |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
| 健診対象者抽出                        | ↔  |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
| 受診券の送付                         | ↔  |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
| 集団検診                           |    | ↔  |    |    |    |    | ↔   |     |     | ↔  |    |    |
| データ受取（健診機関）                    |    |    | ↔  |    |    |    |     | ↔   |     |    |    |    |
| データ受取・費用決済<br>（支払代行機関）         |    |    |    | ↔  |    |    |     |     |     | ↔  |    |    |
| 健診スケジュールの調整<br>（次年度分）          |    |    |    |    |    |    |     | ↔   |     |    |    |    |
| 特定保健指導                         |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
| 対象者抽出                          |    |    | ↔  |    |    |    |     |     | ↔   |    |    |    |
| 保健指導実施                         | ↔  |    |    | ↔  |    |    |     |     |     | ↔  |    |    |
| その他                            |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
| 委託契約を開始                        | ↔  |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
| 費用決済終了（前年度分）                   | ↔  |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
| 健診データ抽出（前年度分）                  |    | ↔  |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
| 実施率等実施実績の算出・<br>支払基金への報告（前年度分） |    |    | ↔  |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
| 実績分析・実施方法等見直し<br>（前年度分）        |    |    |    | ↔  |    |    |     |     |     |    |    |    |

(4) 特定健診・特定保健指導の結果と通知と保存

① 特定健診・保健指導のデータの形式

国の示す電子的標準様式により、電子データでの送受信を原則とします。

② 特定健診・保健指導の記録の管理・保存期間について

特定健康診査・特定保健指導の記録の保存義務期間は、記録の作成の日から最低5年間又は加入者が他の保険者の加入者となった日の属する年度の翌年度の末日までとなりますが、保存期間終了後は、保存してある記録を加入者の求めに応じて当該加入者に提供するなど、加入者が生涯にわたり自己の健診情報を活用し、自己の健康づくりに役立てるための支援を行います。

③ 被保険者への結果通知の様式

結果通知の様式は、各種健診機関が定めたものを利用することとします。

④ 健康手帳の活用

被保険者の生涯を通じた健康増進の取り組みを支援するため、健康手帳の活用を推進します。

## 第6章 その他

### 1. 個人情報保護対策

---

#### (1) 特定健康診査等の記録の保存方法

特定健康診査・特定保健指導で得られる健康情報等の保存については、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等、及び洞爺湖町個人情報保護条例により、適正に保存します。

#### (2) 体制

個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等、及び洞爺湖町個人情報保護条例による管理、運営体制とします。

#### (3) 保存に係わる外部委託

保険者は効果的・効率的な特定健康診査・特定保健指導を実施する立場から、収集した個人情報を個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等、及び洞爺湖町個人情報保護条例により、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、データの保存を外部委託できることとします。

#### (4) 特定健康診査等の記録の管理に関するルール

特定健康診査等の記録については、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等、及び洞爺湖町個人情報保護条例により、適正に管理します。

### 2. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

---

法第19条第3項において、「保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。」とあるため、広報、ホームページ等で公表し、広く周知を図ります。

また各種案内・通知や保険事業等の実施に合わせて、啓発のためのパンフレット等を配布し、公表・周知を行います。

### 3. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

---

#### (1) 評価

特定健康診査の受診率、特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率等について、客観的に評価を行います。

#### (2) 計画の見直し

計画の見直しについては、毎年度目標の達成状況の評価し、必要に応じて見直しを行うものとします。



## 4. 事実運営上の留意事項

---

### (1) 各種検（健）診等との連携

特定健康診査の実施に当たっては、健康増進法及び介護保険法に基づき実施する検（健）診等についても可能な限り連携して実施するものとします。

### (2) 健康づくり事業との連携

特定健康診査・特定保健指導の対象となる年代だけでなく、生活習慣病予防のためには、40歳より若い世代への働きかけ、生活習慣病のリスクの周知や日々の生活スタイルを見直していくことが重要になります。そのためには、関係部署が実施する保健事業とも連携しながら、生活習慣病予防を推進していく必要があります。